

令和2年度「城南衛生管理組合特定事業主行動計画」の実施状況について

城南衛生管理組合では、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「城南衛生管理組合特定事業主行動計画（前期計画）」を策定し取組を進めてきたところです。（令和2年4月1日付けで前期計画の期間を1年延長し、令和2年度までに変更しました。）この計画は、当組合に勤務する職員を対象に策定したもので、仕事と子育ての両立、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境の整備を進めることを目的としたものです。

今般、令和2年度における実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表します。

○数値目標等の結果

1 妻が出産する場合の特別休暇の取得状況

【目標】妻が出産する場合の特別休暇について、5日間の休暇取得率を100%とする

取得者数	1人
対象男性職員数	1人
取得率	100.0%（5日/5日）

2 男性職員の育児休業等の取得状況

【目標】男性職員の育児休業等の取得率向上に努める

取得者数	1人
対象男性職員数	1人

3 時間外勤務時間の状況

【目標】各職員の1年間の時間外勤務時間の縮減に努めることとし、上限時間数を1か月につき45時間、かつ、1年につき360時間以内とする

職員1人当たりの年間平均時間外勤務時間	
令和2年度	60.5時間（令和元年度 71.3時間から10.8時間の縮減）
年間の時間外勤務が360時間以上の者	0人
1か月の時間外勤務が45時間超過の者	1人

4 年次有給休暇の取得状況

【目標】年次休暇取得日数が5日を下回る職員が発生しないように努めるとともに、平均16日以上とする

年次有給休暇取得日数の平均	16.1日
年休有給休暇取得日数5日未満の者	0人